

次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法による

伊佐市特定事業主行動計画

令和7年4月

伊 佐 市 長
伊 佐 市 議 会 議 長
伊佐市選挙管理委員会
伊佐市代表監査委員
伊 佐 市 公 平 委 員 会
伊 佐 市 農 業 委 員 会
伊 佐 市 教 育 委 員 会

1 計画の目的

伊佐市では、仕事と子育ての両立を図るため、平成22年4月に特定事業主行動計画を策定し、働きやすい職場環境づくりを推進してきました。

平成27年4月に「次世代育成支援対策推進法」が10年間延長されたことに伴い、引き続き職員が仕事と家庭生活を両立できるよう職場全体で支援していくため、内容の見直しを行いました。

一方で、平成27年9月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が施行され、女性が活躍できる職場環境づくりも事業主として重要な責務となりました。

伊佐市では、令和2年4月に「次世代育成支援対策推進法」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の双方の趣旨を踏まえた一体的な特定事業主行動計画を策定し、これまで取り組んできた次世代育成支援に加え、女性職員の活躍推進にも取り組みを進めてきました。

この計画は、加速する少子化のなか、男女がともに育児休業等を利用し、育児期に仕事と育児とを両立できる働き方が可能となるような社会の実現に向け、引き続き、職員が仕事と子育てを両立でき、女性職員が十分に能力を発揮し、活躍できる環境づくりを推進することを目的としています。

2 計画の期間

計画の期間は、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間とします。

3 計画の推進体制

- (1) 計画を組織全体で継続的に推進するため、各事務部局等の職員を構成員とした特定事業主行動計画策定・推進委員会を設置し、計画の策定・変更、計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等を行います。
- (2) 次世代育成支援対策及び女性職員の活躍に関する研修や講習、情報提供等を行います。
- (3) 計画の推進に当たり、年度ごとに特定事業主行動計画策定・推進委員会に

において把握した結果や職員ニーズを踏まえ、その後の対策の実施や計画の見直し等を図ります。

4 計画の具体的な内容

(1) 妊娠中及び出産後における配慮

- ① 母性保護及び母性健康管理の観点から設けられている特別休暇等の制度について周知を行います。
- ② 出産費用給付等の経済的支援措置について周知を行います。
- ③ 妊娠中及び出産後の職員について、必要に応じ、事務分担を見直し、当該職員に負担とならないよう母性保護に努めます。また、これによって特定の職員に過度に負担がかかることのないよう配慮します。
- ④ 妊娠中及び出産後の職員の健康や安全に配慮し、過度に負担のかかる業務や危険が伴う業務、時間外勤務命令について配慮し、本人の希望がある場合は、原則として時間外勤務を命じないこととします。

(2) 育児休業等を取得しやすい環境の整備

- ① 親子の時間を大切にし、子育てに対する喜びを実感するとともに、出産後の配偶者を支援するため、特別休暇及び育児休業について周知し、取得の促進を図るとともに、職場全体でこれらの休暇を取得しやすい雰囲気の醸成を行います。
- ② 「地方公務員両立支援パスポート」などパンフレット等を提供し、育児休業等の制度の趣旨及び内容、休業期間中の育児休業手当等の経済的な支援について情報提供を行うとともに、育児休業等を取得しようとする職員に対し、手続きの説明を行います。
- ③ 通信手段等を活用し、育児休業中の職員には、職場の情報提供や育児の状況確認を行い、円滑な職場復帰を支援します。

目 標

計画最終年度の令和11年度までの各年度における

男性職員の育児休業取得率

- ・ 1週間以上の取得率85%以上（令和7年度）
- ・ 2週間以上の取得率85%以上（令和11年度までに）

配偶者出産休暇等の取得率 100%

(3) 女性職員の活躍の推進

- ① 女性職員が働きやすい環境整備に努めるとともに、女性職員の活躍推進やワークライフバランスの実現を支援します。
- ② 女性職員の管理的地位への登用を図るため、職員の意欲と能力の把握に努めるとともに、その能力を十分に発揮できるよう、また、必要な職務経験や知識・技能を習得できる人事配置に努め、女性職員が幅広い職務を経験できるように配慮します。
- ③ 女性職員の能力向上と意識醸成を図るため、外部機関への派遣や女性職員向けのキャリアデザイン研修などへの積極的参加を促すことにより、将来の管理職候補となる人材育成を図ります。

目 標

これらの取り組みにより、令和11年度までに、管理的地位にある職員に占める女性割合を10%以上にします。

(4) 時間外勤務の縮減

- ① 小学校就学始期に達するまでの子どものいる職員の深夜勤務及び時間外勤務を制限する制度について周知徹底を図ります。
- ② 現在、毎週水曜日及び金曜日としている定時退庁日を継続し、庁内放送により定時退庁を促します。
- ③ 所属長は、時間外勤務の上限の目安時間（1年につき360時間）を常に

意識し、特定の職員に過度な負担がかかることのないよう、事務分担の適正化や事務の簡素合理化に努めます。

- ④ 時間外勤務の多い職員に対しては、産業カウンセラーによるカウンセリングや産業医の面接指導等を行い、健康面における配慮を充実させます。
- ⑤ 職員一人ひとりの意識向上、業務の効率化を行い、時間外勤務の縮減につなげるため、ワークライフバランス、タイムマネジメント、業務改善等に関する研修への参加を募ります。

目 標

これらの取り組みにより、職員一人当たりのひと月あたりの時間外勤務時間を、7.5時間以下（過去5年間実績の近似値）にします。

(5) 休暇取得の促進

- ① 計画的な年次休暇の取得促進を図るため、職場の業務予定を早期に職員へ周知するなど、年次休暇を取得しやすい環境づくりに努めるとともに、人事当局による取得状況の確認を行い、取得率が低い所属長へ指導を行います。
- ② 国民の祝日や夏季休暇とあわせた計画的な年次休暇の取得により、連続休暇の取得を推進します。
- ③ 子どもの予防接種実施日や保育・学校行事など、子の看護等休暇の取得促進を図り、職員の積極的な育児参加を促します。

目 標

これらの取り組みにより、令和11年度までに、年次休暇の平均取得日数を15日以上とします。

子育て中の職員が子の看護等休暇を取得できるよう、職場全体で支援します。

(6) その他の次世代育成支援対策に関する事項

- ① 子ども・子育てに関する地域貢献活動への職員の積極的な参加を支援するとともに、地域活動に参加しやすい職場環境づくりに努めます。
- ② 子どもを安全な環境で安心して育てることができるよう、地域住民等の自主的な防犯活動や少年非行防止、立ち直り支援の活動等への職員の積極的な参加を支援します。
- ③ 子どもを交通事故から守るため、職員に対し、交通安全講習会の実施や専門機関等による安全運転に関する研修の受講を支援します。

資料

○女性の職業生活における活躍に関する状況

1 採用した職員に占める女性職員の割合

(単位：％)

年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
一般事務職	28.6	23.1	45.5	60.0	0.0
保健師	—	—	—	100.0	100.0
土木技師	50.0	0.0	0.0	0.0	—
畜産技師	—	—	—	—	0.0

2 平均した継続勤務年数の男女の差異（全部局）

(単位：年)

年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
男性	18.6	18.3	19.7	18.6	19.8
女性	15.9	16.1	17.7	16.8	16.7
差（男性－女性）	2.7	2.2	2.0	1.8	3.1

※ 各年度3月31日時点の年数である。

3 職員一人当たりひと月あたりの時間外勤務時間（全部局）

(単位：時間)

年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
時間	8.0	8.4	7.8	6.8	5.7
前年比	—	5%	△7%	△12%	△16%

※ 各年度の実績時間数である。

4 管理的地位にある職員に占める女性割合（全部局）

(単位：人、％)

年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
女性管理職数	1	2	2	1	2
全管理職数	24	25	25	26	26
女性の割合	4.2	8.0	8.0	3.8	7.7

※ 各年度4月1日時点の年数である。

5 各役職段階に占める女性職員の割合（全部局）

（単位：人、％）

年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
係長職の女性 職員数	9	10	9	12	13
係長職の 職員数	65	64	66	69	67
女性の割合	13.8	15.6	13.6	17.4	19.4

※ 各年度4月1日時点の年数である。

6 男女別の育児休業取得率（全部局）

（単位：％）

年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
男性	0.0	0.0	0.0	11.1	57.1
女性	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

7 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率（全部局）

（単位：％）

年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
配偶者 出産休暇	100.0	71.4	80.0	87.5	85.7
育児参加の ための休暇	100.0	71.4	80.0	100.0	85.7

8 年次休暇の平均取得日数

（単位：日）

年	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
日数	8.0	8.9	9.2	10.1	11.1

※ 当市は1月付与のため、暦年（1月～12月）の数値である。